

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（設計及び工事の計画の認可申請（その4））
2. 日時：令和3年9月15日（水）10時00分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁9階会議室  
※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者：  
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門  
伊藤安全審査官、島村主任安全審査官、上野管理官補佐、  
井上技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所バックエンド技術部 技術主席 他2名  
安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室  
マネージャー 他1名

5. 議事要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、資料に基づき、原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その4）に関する原子力規制庁からの確認事項への回答について説明があった。

○原子力規制庁より、以下の点を伝えた。

- ・外部電源喪失時に自動消火設備による消火ができなくなることについて、消防法施行規則のハロゲン化物消火設備に関する基準における非常電源に係る規定との関係を整理して説明すること。
- ・本申請範囲の技術基準規則第11条（機能の確認等）への適合性について、設置変更許可申請書に記載の「放射性廃棄物の廃棄施設は、運転中又は停止中において、放射性物質の貯蔵機能（閉じ込め、遮蔽）の健全性について、適切な方法により試験、検査が行えるよう設計するとしている」こととの関係を整理して説明すること。

○原子力機構から、了解した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料1 原科研廃棄物処理場設工認（その4）に係る確認事項回答